

# 表彰規程

平成 14 年 3 月 18 日制定  
最終改定：2019 年 9 月 18 日改定

(総則)

## 第 1 条

日本計算工学会定款第 5 条第 7 項に掲げる研究の奨励および研究業績の表彰は、本規程により行う。

(表彰の種類)

## 第 2 条

表彰は、次の計算工学会賞(総称)を授与して行う。

1. 計算工学大賞
2. 功績賞
3. 川井メダル
4. 庄子メダル
5. 論文賞
6. 技術賞
7. 論文奨励賞
8. 博士論文賞
9. 功労賞

(計算工学大賞)

## 第 3 条

計算工学大賞は、計算工学の学術的な発展に対して世界的に顕著な貢献のあった者に授与する。

(功績賞)

## 第 4 条

功績賞は、本学会の運営発展、あるいは計算工学の発展に著しい貢献のあった正会員および正会員であった者に授与する。

(川井メダル)

## 第 5 条

本会の初代会長を務めた川井忠彦先生の功績を記念して設けられた川井メダルは、本学会の運営発展、あるいは計算工学の発展に特別の貢献のあった、受賞者の年齢が受賞年の 4 月 1 日現在で 50 歳未満の正会員に授与する。

(庄子メダル)

## 第 6 条

本会の民間出身の初代会長を務めた庄子幹雄氏の功績を記念して設けられた庄子メダルは、産業界における計算工学の発展に特別の貢献のあったものに授与する。原則として正会員に授与する。

(論文賞)

## 第 7 条

論文賞は、計算工学の発展に顕著な貢献をしたと認められる論文の著者である正会員、名誉会員、シニア会員、学生会員、研究室会員に授与する。

(技術賞)

第8条

技術賞は、計算工学の発展に顕著な貢献をしたと認められる技術、作品の開発者である正会員に授与する。

(論文奨励賞)

第9条

論文奨励賞は、計算工学の発展に顕著な貢献をしたと認められる論文の著者で、今後の発展を奨励することが適当と認められ、受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で40歳未満の正会員、学生会員、研究室会員に授与する。

(博士論文賞)

第10条

博士論文賞は、特定の研究領域を深化させることで計算工学の可能性を高めたことが認められる博士論文の著者で、自身の更なる発展と計算工学への貢献が大いに期待され、年齢が受賞年の4月1日現在で35歳未満の正会員に授与する。

(功労賞)

第11条

功労賞は、本学会の運営および発展に功労があったと認められる者に授与する。

(表彰の件数)

第12条

表彰の件数は、次のとおりとする。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1. 計算工学大賞 | 毎年1件以内    |
| 2. 功績賞    | 毎年2件以内    |
| 3. 川井メダル  | 毎年1件以内    |
| 4. 庄子メダル  | 毎年1件以内    |
| 5. 論文賞    | 毎年2件以内    |
| 6. 技術賞    | 毎年2件以内    |
| 7. 論文奨励賞  | 毎年2件以内    |
| 8. 博士論文賞  | 毎年3件以内    |
| 9. 功労賞    | 毎年の数は定めない |

(選考方法)

第13条

受賞者の選考方法の詳細は、別途定める各賞の選考規程による。

(委員会)

第14条

本規程による表彰を実施するために、表彰委員会を設置する。

(贈賞)

第15条

贈賞は、総会において会長が受賞者に、計算工学大賞については賞状と盾、川井メダル、庄子メダルについてはメダル、それ以外の賞については盾を授与することにより行う。

(改廃)

第16条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

平成14年3月18日制定

平成14年5月14日改定

平成19年4月1日改定

平成20年1月16日改定

平成21年7月29日改定

平成22年9月9日改定

平成27年1月29日改定

平成27年7月24日改定

平成30年3月22日改定

平成30年3月22日改定

2019年9月18日改定 (第12条 表彰の件数 追加)